

食料・農業・農村基本計画について

1 要旨・目的

令和6年改正の「食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という。）」に示された基本理念の実現に向け、政府が中長期的に取り組むべき基本方針や施策を規定する「食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）」が、令和7年4月11日に閣議決定されたため、基本計画の概要及び県の対応等について報告する。

2 基本計画の概要

基本計画は、改正基本法で定める基本理念の実現を図る観点から5つのテーマで整理され、計画期間を5年間とし、農業の構造転換を集中的に推し進めることとしている。

また、食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標等を設定し、水田政策の根本的な見直しなど、一部のテーマにおいては今後の検討状況によるものの、達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととしている。

なお、基本計画のポイントについては、別紙のとおり。

（1）主要テーマ

① 国内の農業生産の増大

水田政策の令和9年度からの根本的な見直し、農地・水の確保及び農地の集積・集約化、サステイナブルな農業構造の構築、生産コストの低減のための農地の大区画化及びスマート農業技術の導入・DXの推進 等

② 輸出の促進

新たな輸出先の開拓、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大 等

③ 食料の安定的な供給

食品等の持続的な供給のための取組の推進、合理的な価格形成 等

④ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

みどりGX推進プラン（仮称）の実施、共同活動を行う組織の体制強化 等

⑤ 農村の振興

民間企業の参画促進、内発型新事業の創出、中山間地域等の振興 等

（2）主な目標（2030年（年度））

- ・食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率：45%）

（生産額ベースの総合食料自給率：69%）

- ・49歳以下の担い手数（現在の水準（4.8万（2023年））を維持）

- ・農地の確保（農地面積：412万ha）

3 基本計画に対する広島県の対応等

- 基本計画では、食料の安定的な供給に向けた、地域計画に基づく農地の集積、スマート農業の導入などの生産性向上に関する施策をはじめ、各テーマに沿った主要な施策の柱は網羅されているものと考える。
- 初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとする基本計画を、今後の広島県の農業政策の推進に十分に活用できるよう、今年度、次期アクションプログラムの策定の中で検討していく。
- また、国は、水田政策について、令和9年度からの見直しに向けた検討を本格的に開始し、作物ごとの生産性向上等に対する支援への転換や、中山間地域等の条件不利地域も含め地域の実情に応じた産地形成が促進される仕組みの検討と必要な予算を確保していくこととしている。このため、今後の動向を注視し、全国知事会や中国地方知事会と連携して、様々な場面を通じて国へ働きかけていく。
- 合理的な価格形成においては、幅広い関係者の合意の下で、コストを考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要があるとしており、今後の施策実施状況を注視していく。

《参考》

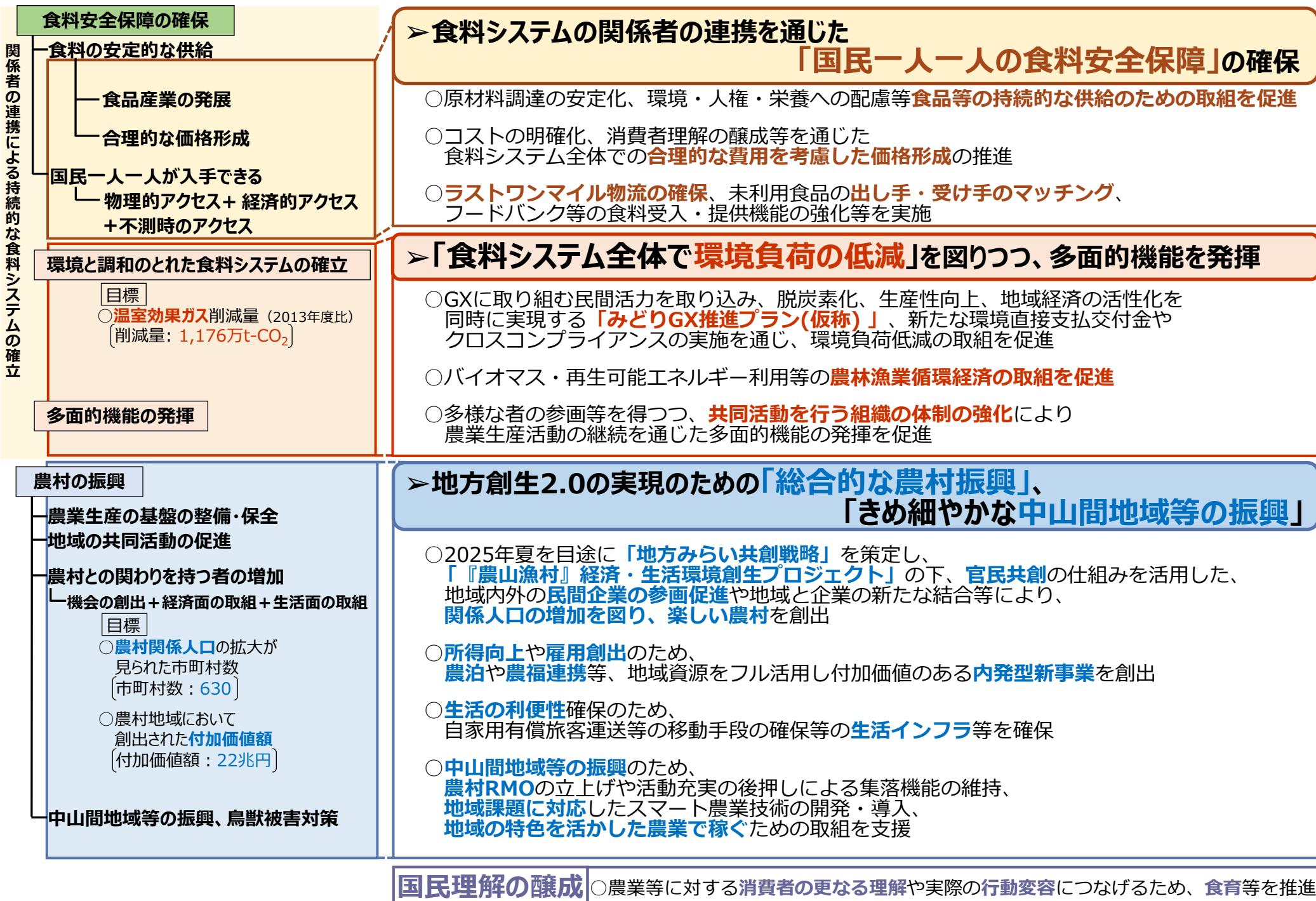
食料・農業・農村基本計画（農林水産省HP）

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/250411.html>

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

関係者の連携による持続的な食料システムの確立	食料安全保障の確保	農業経営の「収益力」を高め、農業者の「所得向上」
	農業の持続的な発展	
	<p>食料の安定的な供給</p> <p>―― 国内の農業生産の増大</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料自給率 〔・摂取ベース: 53% ・国際基準準拠: 45%〕 <p>+ 安定的な輸入の確保 + 備蓄の確保</p> <p>―― 食料自給力の確保 (農地、人、技術、生産資材)</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の確保 〔農地面積: 412万ha〕 ○ サステナブルな農業構造 49歳以下の担い手数: 現在の水準 (2023年: 4.8万) を維持 ○ 生産性の向上 (労働生産性・土地生産性) <ul style="list-style-type: none"> ・1 経営体当たり生産量: 1.8倍 ・生産コストの低減: (米) 15ha以上の経営体 11,350円/60kg → 9,500円/60kg (麦、大豆) 2割減 (現状比) 	<p>➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、 生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水田政策を令和9年度から根本的に見直し、 水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○ コメ輸出の更なる拡大に向け、 低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、 海外における需要拡大を推進 ○ 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、 農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、 農地・水を確保するとともに、 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進 ○ サステナブルな農業構造の構築のため、 親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保 ○ 生産コストの低減を図るため、 農地の大区画化、情報通信環境の整備、 スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、 品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進 ○ 生産資材の安定的な供給を確保するため、 国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、 国産飼料への転換を推進
	<p>―― 輸出の促進 (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産物・食品の輸出額 〔輸出額: 5兆円〕 	<p>➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、 輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ○ 食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大 による輸出拡大との相乗効果の発揮



新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI

